

# 一般社団法人日本感覚統合学会 定款

令和元年6月13日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本感覚統合学会と称し、英文名を Japan Academy of Sensory Integration (英文略称「JASI」) とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

2 当法人は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目 的

(目 的)

第3条 当法人は、感覚統合理論の普及向上を図るとともに、科学的研究等を行い、発達障害児(者)に対する保健・医療・福祉・教育の発展、充実に寄与することを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 感覚統合理論に関する啓発・普及事業
- (2) 感覚統合理論に関する学術集会、研究会等の開催
- (3) 感覚統合理論に関する教育事業
- (4) 感覚統合理論に関する調査研究
- (5) 感覚統合理論に関する機関誌及び学術図書等の発行
- (6) 関連諸団体との情報交換、及び活動に関する助言・協力
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(資格等)

第4条 当法人は、正会員、賛助会員及び名誉会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会した団体とする。

(3) 名誉会員は、当法人に功労のあった者で、理事会が推薦し、社員総会の承認を受けた者とする。

(入 会)

第5条 当法人の正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第6条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として社員総会で定める額を支払わなければならない。

(会員名簿)

第7条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した「正会員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「正会員・賛助会員名簿」に記載した住所、又は正会員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人の定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、社員総会の決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散若しくは破産したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名、会員資格の喪失された正会員及び賛助会員が既に納めた会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

## 第4章 代議員

(社員)

第12条 当法人は、正会員の中から選出される30名以内の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(代議員の定数)

第13条 代議員の人数は、理事会で決定するものとする。

(代議員の選出)

第14条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙に関する事項は、理事会において定める。

2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補できる。

3 第1項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、独自に代議員を選出することができない。

4 第1項の代議員選挙は、2年に1度、1月から3月の間に実施することとする。

5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。

6 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選定するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

7 第5項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

2 欠員の補充により選出された代議員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 前2項の定めにかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

(辞任)

第16条 代議員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

(代議員の資格の喪失)

第17条 代議員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格も喪失するものとする。

(代議員の解任)

第18条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該代議員を解任することができる。ただし、社員総会の決議の前に当該代議員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他解任すべき正当な事由があるとき。

(代議員名簿)

第19条 当法人は、代議員の氏名及び住所を記載した代議員名簿を作成する。

2 前項の代議員名簿をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第31条に規定する社員名簿とする。

(正会員の権利)

第20条 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員（代議員）名簿の閲覧等）
  - (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員（代議員）の代理権証明書等の閲覧等）
  - (4) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

## 第5章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第22条 社員総会は、次の事項について決裁する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に

1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 2 4 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 2 5 条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第 2 6 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 2 7 条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 2 8 条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員による代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(社員総会運営規程)

第30条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める総会運営規程による。

## 第6章 役員等

(種別)

第31条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事(会長たる理事及び副会長たる理事を含む) 3名以上20名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、1名以上3名以内の副会長をおくことができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、社員総会において、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員総会の決議をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、他の役員若しくは使用人と兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等をいう)の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計者数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。



(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第37条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問)

第38条 当法人に、10名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事会の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第39条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第41条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めた時。
  - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第42条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第45条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の搬出者の権利)

第46条 搬出された基金は、基金搬出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第47条 基金の搬出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第9章 財産及び会計

(基本財産)

第48条 当法人の基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び社員総会で定めた財産とする。

2 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部又は全部を処分しようとするとき及び基本財産から除外し

ようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供することともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(剰余金の処分制限)

第51条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更・解散及び清算

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公示の方法

(公告方法)

第55条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

## 第12章 附 則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、当法人の設立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 土田玲子

設立時社員 黒渕永寿

設立時社員 新庄玉恵

(設立時役員)

第58条 当法人の設立時代表理事、設立時理事、設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事	土田玲子
設立時理事	加藤寿宏
設立時理事	日田勝子
設立時理事	黒淵永寿
設立時理事	新庄玉恵
設立時理事	石井孝弘
設立時理事	岡本武己
設立時理事	片岡裕之
設立時理事	岩永竜一郎
設立時理事	太田篤志
設立時理事	小松則登
設立時理事	永井洋一
設立時理事	嶋谷和之
設立時理事	石原幾子
設立時理事	酒井康年
設立時監事	山田孝
設立時監事	松井伊津子

(設立時代表理事)

第59条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 土田玲子

(その他)

第60条 従来の「日本感覚統合学会」に属した権利義務の一切は、当法人が承継する。

(定款に定めのない事項)

第61条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

## 第13章 雑 則

第62条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

以上、一般社団法人日本感覚統合学会を設立のため、設立時社員土田玲子外2名の定款作成代理人である司法書士法人みつ葉グループ（代表社員 宮城 誠）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年6月11日

設立時社員 土田玲子

設立時社員 黒淵永寿

設立時社員 新庄玉恵

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル2階  
司法書士法人みつ葉グループ  
代表社員 宮城 誠